

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成28年度第2回 入間市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	平成28年7月21日(木) 午後1時30分 開会、午後3時 閉会	
開 催 場 所	入間市リサイクルプラザ 2階研修室	
議 長 氏 名	入間市廃棄物減量等推進審議会 会長 小林昌幸	
出席委員(者)氏名	岡野こずえ 奥山重信 小田島貞榮 劔持和夫 小林昌幸 篠塚玲子 関根精隆 永井健一 池谷 浩 沼井里恵 向野康宏 山本有男 和田伸二	
欠席委員(者)氏名	今出康代 實森 誠	
説明者の職氏名	環境経済部長 山崎利明 環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 秋元 満 環境経済部副参事(管理業務担当兼宮寺清掃センター所長) 横田一洋 総合クリーンセンター(事務局) 副主幹 齋藤政弘、主任 木戸康仁	
会 議 次 第 (公 開)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 諮問事項に対する審議 (2) その他 4 その他 5 閉会	
非 公 開 理 由		
傍 聴 者 数	なし	
配 布 資 料	入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書 土地利用計画図	
事務局職員職氏名	環境経済部長 環境経済次長 環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 環境経済部副参事(清掃指導・ごみ減量推進担当) 環境経済部副参事(管理業務担当兼宮寺清掃センター所長) 総合クリーンセンター(事務局) 主 幹 廣瀬光太郎 主 幹 増岡貞夫 副主幹 齋藤政弘 主 任 木戸康仁	山崎利明 長谷川 功 秋元 満 石川昌輝 横田一洋
会議録作成方法	要点筆記	

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

○議題

(1) 諮問事項に対する審議

事務局より次の点について説明を行った。

- ・ これまでの審議事項内容について確認を行う。
- ・ 廃棄物処理方法の決定に向けた審議
 - ① 自区内処理
 - ② 市外における委託処理
- ・ 最終処分場の整備方針
 - ① 新設
 - ② 拡張

(2) その他

今後の審議会スケジュールについて説明を行った。

※次回会議は平成28年8月19日(金)午前10時を予定。

○その他

以上

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
(増岡主幹) 小林会長 小林会長 (横田副参事)	<p>1 開 会 (配布資料の確認を含む。)</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p style="padding-left: 2em;">委員の交代に伴う紹介 (入間市連合区長会：双木茂芳→池谷 浩)</p> <p>本日の出席委員の人数は、13名です。よって、「入間市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項」の規定に基づき、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立となります。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日の議題は2点となっております。1点目としまして『諮問事項に対する審議』、2点目としまして『その他』となっております。はじめに議題(1)『諮問事項に対する審議』について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>ここで新たに委員となられた方もおりますので、これまでの経緯につきまして確認をさせていただきます。</p> <p>総合クリーンセンターでは、将来の廃棄物処理の方針と最終処分場整備の方針について検討するために、入間市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、平成28年1月に当審議会に「次期一般廃棄物最終処分場整備方針」というかたちで諮問を行ったところです。</p> <p>諮問に至るまでの背景についてです。当センターから排出される固化灰(再利用困難な不燃物)は、1年間で約3,700トンあり、このうち約1,000トンが資源化(路盤材等にリサイクル)されております。残りの2,700トンが金子地区木蓮寺の最終処分場に埋め立てられております。今後も同様のペースで埋め立て処理を行った場合、平成40年頃までには埋め立てが完了する見込みとなっております。また、新たな処分場を建設する場合、様々な課題をクリアし、概ね10年を要するとされています。このように建設には長期間かかりますので、次のステップに向け早期の判断が必要となる等の課題があります。</p> <p>このような状況のもと、今後の廃棄物処理や次期一般廃棄物最終処分場建設等に係る基本方針を決定するに当たり、平成26年9月より総合クリーンセンター内に研究チームを設け内部で研究を進めました。さらにその後平成27年4月より庁内関係部署による横断的な組織である検討委員会を設置し、検討を重ね、その内容を「入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書」にまとめたところです。</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p>小林議長</p> <p>(齋藤副主幹)</p>	<p>報告書では、現処分場の埋め立てが完了した後の整備の方向性として、新設や拡張、民間事業者への処分委託等について検討を行いました。検討委員会では、今後の廃棄物処理の方針として、廃棄物処理法が示す「区内処理の責務」を遂行するために、市内に処分場を確保し、将来にわたって適正に管理する責任を果たしていくことを軸に、1点目は、処分場の整備方針として、施設の必要性等について、積極的な情報公開により市民との相互理解を図っていくこと、2点目として、検討の経過は、同様に情報発信・情報公開を行いながら、市民の意見を候補地の検討に反映するなど、信頼関係の上で進めていくこと、さらに3点目として、処分場の整備方針は、単に建設候補地を提示するのではなく、選定の考え方やプロセスについて丁寧な説明を重ね、市民との段階的な合意形成を図りながら候補地を選定していくことが一定の結論として挙げられました。</p> <p>以上が検討委員会報告書の概要となります。この検討委員会の報告書を基に、1点目としまして、現在の最終処分場の埋め立てが完了した後の「廃棄物処理の方針」として、将来も最終処分場を整備していくのか、または民間事業者などへ処理委託していくのか等について、2点目としまして、「最終処分場整備方針」に関し、新規で作るのか、増設拡張するのか等について、以上2つの方針について、当審議会でご審議を賜り、ご意見を伺うため、諮問をさせていただいたものであります。</p> <p>以上で諮問の経緯及び概要の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。今事務局の横田副参事から、諮問に至るまでの経緯及び概要について説明があったところです。続きまして、一部内容が重複するところもありますが、事務局齋藤副主幹より、本件に関する当審議会のこれまでに行われた4回の会議内容について確認をさせていただきます。</p> <p>それでは事務局齋藤副主幹からお願いします。</p> <p>まず平成27年10月に行われました第1回会議の概要です。ごみの現状及び最終処分場の現状と課題について事務局から説明を行い、ご理解をいただきました。</p> <p>次に平成28年1月に行われました第2回会議の概要です。市長より「廃棄物処理の方針と最終処分場整備の方針について」諮問を行い、諮問に至るまで経過としまして、平成26年9月より総合クリーンセンター内に研究チームを設け内部で研究し、その後平成27年4月より庁内関係部署による横</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p data-bbox="284 1211 400 1245">小林議長</p> <p data-bbox="300 1697 384 1731">各委員</p> <p data-bbox="284 1753 400 1787">小林議長</p>	<p data-bbox="472 297 1431 383">断的な組織である検討委員会でまとめた「入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書」をたたき台として審議を進めていただきました。</p> <p data-bbox="472 405 1431 869">続いて平成28年3月に行われました第3回会議の概要です。次の2つの事項について、おおまかな方針が出されました。1点目としまして、「廃棄物処理の方針」については、新設、拡張、民間事業者へ処分委託の3つの方法を比較検討していただきました。その結果、廃棄物処理法が示しているように、出された廃棄物を自らの地域で処理する「自区内処理」の原則のもと、市内に最終処分場を確保するとのご意見が多数を占めました。2点目としまして、最終処分場整備の方針については、コスト等を考慮すると、処分場は「拡張」で確保する方がよいのではないかとの意見が多数を占めました。</p> <p data-bbox="472 891 1431 1193">最後に平成28年5月に行われました第4回の概要です。最終処分場整備の方針について、自区内処理で進めていくとの一定の方向性が示されたことから、入間市にふさわしい最終処分場の整備方針を検討するため埼玉県最終処分場を視察しました。県の最終処分場については、水処理施設は1つで、埋立地は計画的に増設する方法で整備されている状況等を確認することができました。</p> <p data-bbox="472 1216 1431 1574">ただ今、事務局職員2名より前回までの会議の内容について説明がありましたとおり、今までの会議におきまして、「廃棄物処理の方針」と「最終処分場整備の方針」の2点について、廃棄物処理の方針は「自区内処理」、それに基づく最終処分場整備の方針は「処分場の拡張」がよいとのご意見があったところです。つきましては、前回の会議から時間が経過していること、連合区長会選出の委員も双木さんから池谷さんへ交代されておりますので、ここで再度委員の皆様のご意見を確認させていただきと思います。</p> <p data-bbox="472 1597 1431 1682">まず1点目として、「廃棄物処理の方針」については、「自区内処理」でよろしいでしょうか。</p> <p data-bbox="512 1704 727 1738">「異議なし」の声</p> <p data-bbox="472 1760 1431 1845">それでは、1点目の「廃棄物処理の方針」については、「自区内処理」の方向で進めさせていただきます。</p> <p data-bbox="472 1868 1431 2007">続きまして、「最終処分場整備の方針」について何う前に、検討委員会報告書の5章で最終処分場の候補地選定の基本的な考え方が示されていましたが、コスト以外で法規制や周辺環境を踏まえた立地の判断材料があれば事務</p>

発 言 者	発 言 内 容
(木戸主任)	<p>局で説明してください。</p> <p>それでは、入間市次期一般廃棄物最終処分場検討委員会報告書、土地利用計画図に基づき説明させていただきます。</p> <p>前回までの会議の内容を確認させていただきますと、「自区内処理の原則」のもと、市内に最終処分場を整備していくのがよいのではないかと、また、建設場所については、コスト面からも既存施設の一部を共有する拡張方式がよいのではないかとのご意見をいただき、先般寄居町にあります県の最終処分場を視察したところであります。</p> <p>前回までは、建設・維持管理に係るコスト面を中心に議論がされていたと思いますので、ここでは、土地・環境に関する法規制、地質、周辺環境を踏まえ、最終処分場を「新設する」か「既存最終処分場の一部を共有する拡張方式」にするか、審議会としての意見集約の判断材料としていただくため説明をさせていただきます。</p> <p>報告書19ページ、20ページです。2ページにわたり矢印の枠で囲ってあるところが4つありますが、最終処分場の候補地を新しく見つけるためには、この4つの手順に従って候補地を絞り込んでいきます。まず、第1段階では、法令規制による除外を行います。市内全域から法規制がある区域を除外して建設可能な区域を選定していきます。続いて、第2段階の地理条件による除外を行います。第1段階で絞り込まれた地域内から、土地の確保や断層、崖くずれや地盤沈下などの災害履歴、用水の水源や取水源との位置関係を考慮し除外します。第3段階では、地域の土地利用状況、周辺環境、文化財、搬入道路、景観などを確認して、経済性などを考慮して計画上困難な要因のある候補地を除外します。最後に第4段階として、絞り込まれた候補地について各々評価を行います。</p> <p>それでは、以上の4段階について具体的に説明させていただきます。まず第1段階「土地利用上の法規制」についてです。最終処分場の候補地を新たに選定するためには、まず、市内全域から土地利用と自然環境保全に関する法規制がある区域を除外して建設可能な区域を選定しなければなりません。土地利用や自然環境保全に関する法規制は、無秩序な街づくりを防止し、住民の利便性、自然や歴史・文化遺産、農地などの保全、自然との共生など地域に合った街づくりを計画していくためにあるものです。</p> <p>入間市の地図をみますと、ピンク色の範囲は、「市街化区域」と言って、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域になっております。また、さらに</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>市街化区域の中には、用途地域というものを定め、種々雑多な建築物、例えば、高層マンション、低層住宅、商業施設、工場などが混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建物を建てる際の建ぺい率及び容積率等を定めています。市街化区域に該当する地域は、豊岡地区と藤沢地区のほぼ全域と、西武地区の仏子ニュータウンとその南側、東金子地区、金子地区の一部がこれに当たります。これらの地区は、住宅地、商業地、工場地帯などが密集しており、人口が多い地域になります。そのため、この地域での最終処分場の建設は、土地の確保、住環境の観点からのみを見ても不可能であると考えられます。</p> <p>この市街化区域以外の範囲を「市街化調整区域」と言って、市街化を抑制すべき地域になっております。</p> <p>次に、茶色の範囲の「農用地区域」です。概ねそれに沿って緑色の線で囲ってある範囲が「農業振興地域」になっており、主に東金子地区から金子地区までと、藤沢地区の南側から宮寺・二本木地区にかけてがこれに当たります。この区域は、主にお茶の栽培がされている地域ですが、農地の保全を図り、農業振興のために土地利用がされている地域です。特に、金子地区に広がる茶畑は、積極的な保全に努める計画としております。そのため、この地域中心部での最終処分場の建設は、集団的農地を守る観点からも避けるべきであると考えます。</p> <p>さらに緑色の地域ですが、東金子地区と金子地区の北側は、加治丘陵であり、宮寺・二本木地区南側の狭山丘陵は、狭山近郊緑地保全区域にもなっております。加治丘陵は、自然の保全・継承をするため、自然保護の観点から計画を避けた方がよいと考えられ、また、狭山丘陵は、鳥獣特別保護区にも指定されていることから、候補地の選定から除外しなければなりません。</p> <p>残りの色が塗られていない白い部分が立地条件として可能性があると考えられる場所となりますが、その場所を詳細に見ますと、学校、公園、大型ショッピングモール、ゴルフ場、工場になっており、小中学校の近くは住宅地になっております。これらのことから、白い部分のどこにでも建設ができるわけではないことが分かります。</p> <p>次に、第2段階「地理条件による除外」、第3段階「計画困難地域の除外」につきまして、例を挙げながら説明させていただきます。</p> <p>入間市での最終処分場建設のイメージは、現在の処分場と同じように平地</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>部を掘削し埋立地を設けることを想定しております。そのため、豪雨により河川から溢れた雨水が埋立地に流入し冠水するような事態を避けなければなりません。また、現在と同程度の埋立地を建設するためには、10メートル程度掘削する必要があることから、湧き水や地下水が多く出る地域では止水対策で建設費が増加するだけでなく、浸出水が地下に浸透した際の周辺環境へ与える影響が大きくなることが考えられます。そのようなリスクを減らすために、当市においては、関東ローム層が多く堆積している地区が候補地として相応しいのではないかと考えております。</p> <p>それを踏まえて、まず、白い部分の地域の例を挙げて地理的条件と周辺環境など地域の特性について説明します。まず西武地域ですが、入間川北部に位置する西武地域は、入間川の浸食によりできた地形です。武蔵野面という段丘面にある北側は、関東ローム層が多く堆積していますが、立川面という段丘面にある南側は、関東ローム層の堆積が少なく、浅い位置に砂礫層があります。そのため、北の段丘面と南の段丘面の境は『谷田の泉』のように湧き水が多く出ます。この地域の湧き水や地下水は、入間川に流れており、下流にある鍵山浄水場の水源にもなっています。飲み水の取水位置がすぐ下流にあるため、最終処分場の建設にはリスクが高いと考えられます。また、周辺環境ですが、この地域の近くには、仏子ニュータウンや国道299号線の南側に位置している市街地、西武小学校や野田中学校などがあります。この地域は、北側に工業地域、南側に畑や茶畑が広がっています。建設用地確保の可能性は、まったく無いとは言えないと思いますが、いずれかの場所に建設しましても、学校及びグラウンド、仏子ニュータウンなど、公共施設や住居地域と近接することとなってしまいます。地域住民の住環境を考えますと、この地域での建設は非常に困難であると考えられます。</p> <p>次に、宮寺・二本木地区を例にしますと、この地域は、不老層に位置しており、関東ローム層の層厚が50センチ程度しかありません。そのため、建設時には、湧き水や地下水対策に何らかの改良あるいは対策工法を施す必要があります。また、この地域は、『不老川大森調整池』があることから、土地の標高が他よりも低く、大雨発生時などに埋立地冠水のリスクは高いと考えられます。また、最終処分場の水処理した放流水の放流先河川は、不老川になると考えられ、そのための配管を新たに敷設する必要もあります。さらに、周辺環境は、所沢市に隣接しており、住</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p data-bbox="284 1644 400 1675">小林議長</p> <p data-bbox="284 1861 400 1892">山本委員</p> <p data-bbox="284 1966 400 1998">(木戸主任)</p>	<p data-bbox="470 297 1434 488">宅地や公共施設が近くにあります。この地域は、畑や茶畑が広がっているため、建設用地を取得できる可能性はまったく無いとは言えませんが、建設場所によっては、住宅地と近接することとなり、周辺住民の理解、土地の確保に非常に長い時間がかかることも考えられます。</p> <p data-bbox="470 512 1434 703">最後に、拡張案の金子地区は、金子台という場所に位置しており、関東ローマ層の層厚が10～10メートル程度あり、湧き水の心配はそれほどありません。この地域は、周辺地域よりも標高が高いため、大雨等による雨水が他から埋立地へ流れ込み冠水するというリスクは低いものと考えられます。</p> <p data-bbox="470 728 1434 1406">この地域では、水処理した後の水（放流水）を既存施設と同様に不老川へ放流することになるが、不老川は、下水処理水の水源として利用されており、飲み水に利用されていないため、問題が発生した際の周辺環境へ与える影響は他よりは少ないと考えられます。周辺環境については、青梅市と瑞穂町に隣接しており、近くには、工業団地やゴルフ場、圏央道の青梅インターチェンジがあります。市街化区域に入っていないためか、住宅の件数が少なく、学校などの公共施設もありません。既存施設の近隣には、数件の住居、運送会社の倉庫や養豚場などがあります。農用地区域にも該当している場所がありますが、建設用地を取得できる可能性は他の地域よりは高いと思われます。また、この地域は、高速道路に近いことから運送会社の大型倉庫が多く、普段より大型車両の往来が頻繁であるため、埋立重機の騒音等による周囲に与える影響も少ないと考えられます。また、既存施設と隣接させることでコスト削減を図ることが可能な場所でもあります。</p> <p data-bbox="470 1431 1434 1621">以上、3つの例を挙げて説明させていただきましたが、これらの候補地をまとめ、評価を行うのが第4段階になります。評価の例が20ページの一番下の表になりますが、地質、自然環境や地域環境の各々の項目を評価し、候補地を決定することとなります。</p> <p data-bbox="470 1646 1434 1836">ただ今事務局から種々説明がありましたが、これに関しご質問等はございますか。なければ「最終処分場整備方針」について、「新設」または「拡張」のどちらの整備方針がよろしいか、委員の皆さんにお伺いをさせていただきたいと思います。</p> <p data-bbox="470 1861 1434 1944">報告書20ページ下段「候補地の評価基準の例」ですが、この表の右側の候補地①～③は何を指しているのでしょうか。</p> <p data-bbox="470 1968 1434 2000">この候補地①～③は、ある特定の地域を指しているものではなく、あくま</p>

発 言 者	発 言 内 容
	でも評価の例として3種類挙げさせていただいているものです。ただ私見になりますが、現在の処分場に関して言えば、地質の3項目はすべて丸印、次の自然環境についても丸印が付されるものと考えます。
山本委員 (山崎部長)	よくわかりません・・・。
	補足しますと、報告書19～20ページにかけての内容は、立地候補地の選定方法について、評価項目などを挙げながら、選定するための評価方法の例をお示しているにすぎず、例えば「拡張案」をこの表に当てはめ、その結果がこの表に記載されている①～③のうち「これに該当します」というものではありません。具体的には例えば3つの候補地があれば、それらを①～③とし、このような評価項目で差異をつけることが可能となりますという、いわば候補地の絞り込みを行う際の基準や項目の「案」ということです。
山本委員	まだよくわかりません・・・。
永井委員	この評価基準等の表は、最終的に「新設」か「拡張」の選択が終了し、もっと話しが先に進んだ段階で参考的に用いるものであり、本日の会議においてはどちらの案にするのかを決めるのが先かと思えます。
山本委員	現状では案の選択を求められても判断ができません。
奥山委員	そういった話しの前に、先ほどの木戸主任が説明した内容は、仮にこの表に、現在稼働中の最終処分場を当てはめた場合の例を私見として述べたに過ぎません。
山本委員	さらに、同表で評価基準として3つ記載されていますが、ほかに基準の種類はないのでしょうか。
(木戸主任)	現段階では表にある3種程度しか明確になっていないのが実情です。例えば、検討がさらに進んで、候補地がいくつも考えられるというような場合には、実際の調査として、測量、騒音調査、環境影響調査などの項目が増えてくるものと考えます。
山本委員	それらの項目は廃棄物処理法に定められているわけですね。
(木戸主任)	廃棄物処理法には定められておりません。国により過去において他自治体で検討された項目等が記載された指針はありますが、これらの基準はあくまでも独自に設定することとされております。
小林議長	ほかにございますか。
剣持委員	「候補地の評価基準の例」で先ほどの木戸主任からの私見に関する部分が途中となっておりますので、最後まで聞かせていただきたいと思います。

発 言 者	発 言 内 容
(木戸主任)	それでは続けさせていただきます。3点目の地域環境ですが、3項目とも丸印が付されるものと考えます。結果としまして、私見ではありますが、すべての評価項目について丸印が付されることとなります。
小林議長	ほかにございますか。
奥山委員	候補地がいくつもある場合など、表の○・×・△の数の多少が、候補地の絞り込みにどのように影響するのでしょうか。
(木戸主任)	例えば、候補地選定の際に、2つの候補地で○・×・△の割合が同程度となった場合などは、さらに詳細な調査を進めるために、別の観点から評価項目を増やす等の対応になることが考えられます。いずれにしましても総合評価となると思われま。
山本委員	例えば、さらなる設備投資や近隣住民との折衝等を行い、一度は△であった評価を○にするような努力が必要になってくると思います。
奥山委員	例えば、候補地を決める場合に、自然被害と人的被害のどちらを重要視するのかという観点もあると思います。
(木戸主任)	例えば、お金をかけて済むような事案の場合は、そちらを選択することとなると思います。具体的な例として適切かどうかは別としまして、例えば候補地が2つあって、一方は処分場が居住地から離れており地域住民には迷惑はかからないが費用がかかる場所、もう一方は処分場が居住地に接近しており地域住民に迷惑はかかるが費用はかからない場所があったとします。もし有力な候補地が2つあり、このような状況の場合は、おそらく前者の方を選択することとなると思います。
小林議長	ほかにございますか。概ね委員の皆さんより意見が出されたものと考えます。今回の答申については、決して限定的ではなく、各委員のご意見を総合的に勘案しまとめたものと思っております。
山本委員	この場にいる委員以外の方が別の意見を提示してきた場合は、どのような対応となりますか。
小林議長	この審議会場で決まった内容が即座に市全体の決定事項となるのではなく、今後、市長や市議会の皆さんの判断等も勘案しながら進められていくものでありますのでご理解をお願いいたします。
	ここで一定の方向性を出すために、「決」をとらせていただきたいと思います。
和田委員	費用面や場所の問題を考慮すると、「拡張案」で進めるのがベターかと思

発 言 者	発 言 内 容
(秋元所長)	<p>いますが、現時点で事務局として妥当と考えている場所がありますか。</p> <p>先ほど木戸主任からも説明がありましたように、建設コストや地形・地質等を考慮しますと、関東ローム層が多い金子台地が適しているのではないかと考えております。また、金子台地ほどではありませんが関東ローム層が7～8メートルほど埋まっている、野田の一部エリアが考えられます。ただ、この辺りはもともと地形的に河岸段丘で、付近には「谷田の泉」（湧き水）があるなど、処分場の候補地としては、建設可能エリアが限定的となっております。</p> <p>したがって、事務局としましては、地形・地質的にも安定的な建設が期待できる金子台地が適切ではないかと考えており、さらに同エリアには既に茶畑など集団的農地が存在することを考慮しますと、現在ある処分場に近い場所の方が良いのではないかと考えております。</p>
小林議長	<p>誤解のないように申し上げますと、ただ今の事務局からの説明は、決して結論を誘導する意図で行ったものではなく、単に現状として考えられる案について補足説明を加えたものでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
山本委員	<p>はじめに「拡張案」ありきではなく、「新設案」も十分検討したが適切な場所がどうしても見つからなかったため「拡張案」を選択したというのが、自然な考え方ではないでしょうか。</p>
小田島委員	<p>事務局から様々な角度から可能なかぎりの検討材料を提示していただき、「拡張案」で一定の方向性が出ているものと考えます。</p>
小林議長	<p>「拡張案」で進めるにしても、現時点では土地所有者の意向、地元住民等の意見等も伺っておりませんので、決してこの場に出した方向性が即座にすべての結論につながるというものではありません。</p> <p>したがって、この審議会においては、種々検討を加えた結果、一定の方向性として「拡張案」を選択するが、その他の様々な課題等については、引き続き調査・検討を行っていくという結論で皆さんいかがでしょうか。</p>
剣持委員	<p>「拡張案」を選択した場合、拡張する場所は未定としながらも、現在の処分場が金子地区木蓮寺にある以上、特定のでないにしても自然と拡張場所が決まってくるわけなので、その点にやや矛盾を感じます。</p>
(秋元所長)	<p>先ほどの小林会長の説明にもありましたように、「拡張」という方向性をいただいたとしましても、土地所有者の意向等もあり、現時点では限定的に</p>

発 言 者	発 言 内 容
奥山委員	<p>特定の場所を選定できる状況にありません。もし、当審議会におきまして、一定の方向性として「拡張」というご意見をいただいた場合には、市はそれに向けてさらに調査・検討を進めてまいります。土地所有者との調整等もあることから、場合によってはその過程で拡張が無理となれば、再度検討を加え「新設」する場所を探す等の対応が必要になってくると考えます。</p> <p>「新設」か「拡張」かを決めるに当たり、報告書16ページの「コスト比較表」がキーポイントになってくると考えます。公金で費用をまかなう以上、市民にとってはその数字がどの程度なのかが最も気になると思います。</p>
小林議長	ほかにございますか。
向野委員	報告書20ページ「候補地の評価基準の例」で、地質の評価項目に、「関東ローム層の層厚が10メートル以上」とありますが、その根拠を教えてください。
(秋元所長)	現在の処分場の深さが約10メートルであり、同規模の施設を建設となった場合、層厚として10メートル程度は必要であろうとの考えに基づく数値であります。
小林議長	なぜ関東ローム層が厚い方が建設に適しているのでしょうか。
(秋元所長)	関東ローム層が厚い場所は、地下水脈が少ないとされており、掘削しても水が出にくく、工事等に与える影響が少ないためです。
小林議長	それでは、再度の確認となりますが、当審議会の結論としましては、「拡張」という方向性でよろしいでしょうか。
剣持委員	基本的に「拡張」という考え方でよろしいと思います。前提として重要な点は、候補地の選定に当たっては、課題等の確認を経て今後慎重に行っていくということです。
篠塚委員	私も基本的に「拡張」に賛成です。市民目線で考えますと、やはりコスト面が気になります。その点から言えば、「拡張」が自然な結論と思います。
小林議長	ほかにございますか。
岡野委員	基本的に「拡張」を進めることを答申の軸とし、今後の課題点等については、付帯意見というかたちで盛り込めばよろしいと思います。
小林議長	<p>逆の言い方になりますが、「拡張」以外の方法を選択すべきというご意見の方はいらっしゃいますか。</p> <p>他の方法に関するご意見がないようでしたら、当審議会の結論としまして</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>は「拡張」という方向で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは皆様のご協力により一定の方向性が出ましたので、その方針を具体的に答申書へ盛り込みたいと思います。2つの方針についていろいろな意見が出されましたので、事務局でそれらを整理・集約して、次回の会議で答申書へ盛り込む内容（文言）を提示していただければと思います。</p>
<p>剣持委員</p>	<p>最後になりますが、以前も会議で説明しましたように、答申の付帯事項として、最終処分場の延命化を前提とした「ごみの減量化・資源化への取り組み」を盛り込んでいただきたいと思います。</p>
<p>小林議長</p>	<p>それでは事務局に確認ですが、答申書に盛り込む内容（文言）は、事前に文書で委員へ郵送等の対応となりますか。</p>
<p>(横田副参事)</p>	<p>これまでの会議におきまして、委員の皆様より様々な貴重なご提言をいただいたところです。それらを整理させていただき、付帯意見等も含めまして、事務局にて答申書の案を作成し事前にお渡しします。その上で最後の会議でご意見をいただければと考えております。</p>
<p>小林議長</p>	<p>それでは事務局にて対応をお願いします。これまで様々なご意見をいただきましたので、それらを分かりやすくまとめていただくようお願いします。</p>
<p>(齋藤副主幹)</p>	<p>それでは議題（２）「その他」に移らせていただきます。事務局からお願いします。</p> <p>次回の審議会は8月19（金）午前10時を予定しております。また、9月中に市長への答申を予定しております。次回の会議で答申内容をまとめていただければと思います。</p>
<p>小林議長</p>	<p>なお、市長への答申の方法については、これまで当審議会では、正副会長にお願いする方法を取らせていただいております。あるいは、あらためて会議を開き、市長を招いて答申書を手渡すという方法もございます。いずれにしても、どちらの方法がよろしいかご協議をお願いいたします。</p>
<p>小林議長</p>	<p>ただ今、事務局からの今後の審議会スケジュール、市長への答申の方法について説明及び協議の依頼がありましたが、ご意見等はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>「正副会長に一任」等の声</p>
<p>小林議長</p>	<p>それでは、市長への答申方法につきましては、「正副会長に一任」というかたちをとらせていただきます。</p> <p>特にないようでしたら、以上で議題について終了とさせていただきます。</p> <p>各委員の皆様におかれましては、ご協力大変ありがとうございました。</p>

発 言 者	発 言 内 容
(増岡主幹)	続きまして、次第4にございます『その他』に移らせていただきます。事務局からお伝えすることはありますか。
(齋藤副主幹)	事務局から特にございません。
(増岡主幹) 各委員	全体を通しまして委員の皆様からご質疑等はございますか。 「特になし」の声
(増岡主幹)	これもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 の 署 名 _____

議長が指名した者の署名 _____